

提案	頁	現行	意見・修正・追加・削除等	修正理由・根拠等	対応(案)
市町村	10	地震発生確率の高い警固断層では、全～	警固断層南東部と北西部が連動する場合の発生確率は、北西部単独での発生確率同様に『ほぼ0%』と長期評価で明記されているなかで、地震発生確率が高く見えるような記載となっている	防災部局の打ち出し方や意図等を確認し、表現を工夫してほしい。	南東部単独の発生確率であることがわかるように追記
市町村	16	「■特定建築物とは」の説明書きについて	「1)不特定多数のものが利用する特定建築物」より上部に記載したうえで、特定建築物の中に「不特定多数」「危険物」「通行障害」がある旨を記載したほうが良いのでは。	「1)不特定多数のものが利用する特定建築物」の下に特定建築物の説明書きが記載されており、「不特定多数」にのみかかっている説明に見えるため。	特定建築物の種類を追記
市町村	17	通行障害既存不適格建築物、以下「通行障害建築物」という。	削除	促進法5条3項2号では、通行障害建築物のうち既存耐震不適格建築物を通行障害既存不適格建築物としているため、当該読み替えは、誤解を招くと思われる。	削除
市町村	17	「耐震改修促進法第5条第3項第3号の～第2次緊急輸送道路ネットワークとする」	15頁の1)不特定多数のものが利用する建築物の説明書き「その所有者は～努力義務を負っている」の記載と同様に、耐震診断および耐震改修の努力義務が課されている旨を記載する。又は、下記15頁の修正による対応にて、努力義務である旨がわかるようにする。	市民や不動産業者より、以下の問合せがあるため。 例)「県計画の記載を見て、緊急輸送道路に接した建築物は耐震診断が義務化されているのか」、「他都市では義務化しているところがあるが、福岡はどうか」	多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物について、耐震診断や耐震改修の努力義務が化されている旨を追記

提案	頁	現行	意見・修正・追加・削除等	修正理由・根拠等	対応(案)
関係各課	28	2)緊急輸送道路の強化に向けた関係機関との調整	2)緊急輸送道路の強化に向けた関係機関との連携	2)の項目の説明文では、「福岡県緊急輸送道路ネットワーク協議会と連携し、」と記載されているため	文言修正
関係各課	34	道路の閉鎖により緊急車両の交通や住民の避難を妨げるおそれがある。	道路が閉塞され、緊急通行車両の通行や住民の避難が妨げられるおそれがあります。	「閉塞」 道路啓開で一般的に使用されているため 「緊急通行車両」 災害対策基本法の用語に合わせるため	文言修正
関係各課	47	・・・、断層ごとの液状化予測マップ(福岡県防災ホームページ)の周知等により、液状化のリスクについて広く周知・啓発を図る。	・・・、断層ごとの液状化予測マップ(福岡県防災ホームページ、ふくおか防災ナビ・まもるくん)の周知等により、液状化のリスクについて広く周知・啓発を図る。	防災アプリからアクセスできることを掲載していただきたい。	アプリの内容について追記

提案	頁	現行	意見・修正・追加・削除等	修正理由・根拠等	対応(案)
関係団体	45	福岡県においては、共同住宅の円滑な耐震診断及び耐震改修が図られるよう、法30条の規定に基づいて、地方住宅供給公社による耐震診断・耐震改修の業務の実施について検討を行う。	削除	平成18年度に耐震改修促進計画が策定された当時は、民間による耐震診断が十分に普及しておらず、公的機関による耐震診断等の推進が必要な状況にあったと考えられる。一方、現在の福岡県の状況を見ると、民間による耐震診断が一定程度普及していることから、公社が耐震診断等の支援を行う必要性は低下していると考えられるため。	住宅供給公社に関する文言を削除
関係団体	45	都市再生機構による耐震診断・耐震改修については、・・・建築物の耐震改修を促進するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律・・・に基づき、委託により、耐震診断及び耐震改修を実施する。また、その実施にあたっては、・・・北九州・福岡の都市圏及び都市圏人口10万人以上の中心都市において、原則として、区分所有による共同住宅等を対象として実施するものとする。	削除	建築物の耐震改修の促進に関する法律 附則第2条 (機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限) 第二条 第二十九条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。となっているため、当該項目を削除してほしい。	都市再生機構に関する文言を削除

提案	頁	現行	意見・修正・追加・削除等	修正理由・根拠等	対応(案)
パブリックコメント	17, 28	P17「4) 地震により倒壊した場合に多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」 P28「1) 通行障害建築物の耐震化の促進」	通行障害既存不適格建築物の耐震診断を「努力義務」から「義務付け」の対象とすること	マンション建替え円滑化法に基づく「マンション敷地売却事業」による転出者の税負担を軽減する特例を受けるには、通行障害既存不適格建築物として耐震診断の「義務付け」が前提であり、「義務付け」を行わないことで、耐震化の促進を遅らせる要因になりかねないため。	広域的な観点から、緊急輸送道路のうち、特に重要な防災拠点をつなぐ一次ネットワークについて通行障害既存不適格建築物の耐震診断義務化の必要性を検討した。 検討の結果、災害時に閉塞する可能性のある路線であっても、並行する別の路線等で通行が確保できること等を確認したため、原案のとおりとする。